



昭和 46 年 3 月 20 日

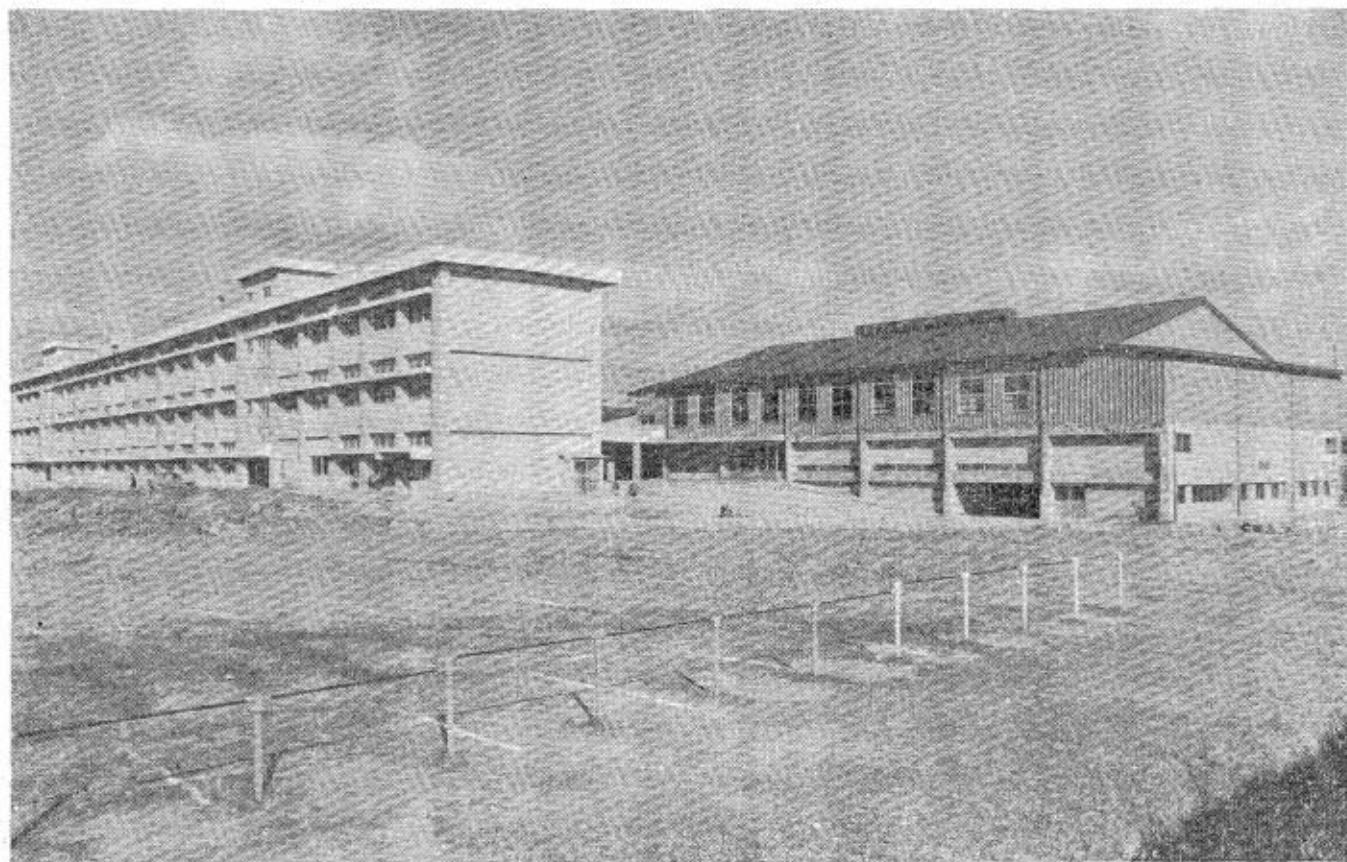
No. 106

秋穂村広報

人口と世帯数

(2月末日現在)

人 口	9563 人
男	4541 人
女	5012 人
世 帯 数	2375 世帯



【新築された秋穂小学校】



秋穂小学校全面改築完成

昨年第一期工事として、小学校校舎の一部と給食センターが完成し、このたび校舎の残り全部と屋内運動場が完成、二年度にわたる大事業が終り、三月十二日午前十時より落成式が盛大に挙行されました。これから児童達は全員デラックスな明るい校舎で、又、広い屋内運動場で勉強、体力づくりに励むことになりました。

〔とじこんで保存しましよう〕

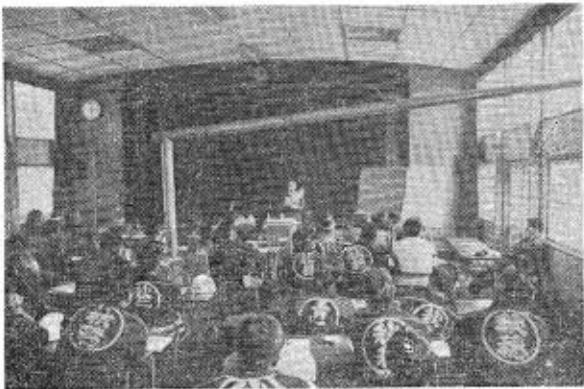
○

消防講習

春の火災予防運動の一環として、県消防学校の教官を講師に招き、町消防団員など消防人を対象に去る三月三日午前十時より十二時まで火災予防及び消火の方法について公民館講堂で、又、午後一時より消防ポンプ操法および油火災に使用する消防ポンプ器具の取扱いについて中道・赤瀬海水浴場広場で講

あるため経過的に保険料の納付期間が十年あれば六十五歳になつた日の翌月から年額六万円の老後年金が受けられることになつてします。しかし、これはあくまでも十年間の保険料が全部納まつているか、または、保険料を免除されている人に限り、年金が受けられることがありますので、未納の期間はないか、いちど保険料の納付状況を確かめて、まだ、納まつて

保険料は早めに
完納しましよう



【写真は消防講習会の時の実験】

戦没場所の細部に

ついてお知らせ

いない月があるときは、
すぐ町役場へ納めて下さい。明治三十九年四月以
て生まれた人は、本年四月以後逐次六十五歳に達す
ので六十五歳に達した日翌月から年金が受けられ
ます。

額が低くなりますが、保険料をさかのぼって納める追納制度もありますから、この制度を利用されることをおすすめします。

善意銀行から御礼

アサリ貝養殖の ため稚貝を放流

一金五百円 (故康忠)

光客に対しアサリ貝が自由に採捕出来るよう漁場の開放がなされております。

光客に対しアサリ貝が自由に採捕出来るよう漁場の開放がなされています。

一、戦没者の氏名、生年月 日、本籍、所属部隊、身 分（官等）	二、ご遺族の氏名、本籍、 現住地、戦没者との続柄 三、死亡公報（死亡通知） 等に記載された死亡場所	一金貳千円 黒鴻南 （故房次郎） 末広源一 （故君一） 繁永照文 （故常治郎） 金子正治 （故アヤ子） 安光久之助 （故弥亮） 河島ミツ子 （故房次郎） 上本町 （故房次郎）
善意銀行から御礼		
一金貳千円 北条 (故康忠)	一金貳千円 屋戸 (故クリ) 大河内南	一金貳千円 黒北 (故クノエ) 西藤和広 （故クノエ） 未広義夫 （故純次） 松永宗也
一金貳千円 北条しげ子	一金貳千円 屋戸 (敬称略)	一金貳千円 黒北 (故クノエ) 西藤和広 （故クノエ） 未広義夫 （故純次） 松永宗也
一金五百円		

さきの大戦は、その戦域の広さその戦いの苛烈さにおいて、史上類をみないものがありました。この戦いで戦没された軍人軍属は全國二一〇万余、本県では四万の多くを数えています。戦没者については、当時それを死亡公報が遺族に届けられましたが、時期によつては軍の機密保持など事情からその死亡場所の細部を明らかにされていないものがありました。

例へば
「昭和二十年六月十日南万
方面において戦死」
このように、当時さし上げた公報は、死亡場所の細部に触れなかつた時期がありました。この期間は、旧陸軍関係は昭和二十年一月一日から二十一年六月十四日まで、旧海軍関係は昭和十七年二月三日から二十二年四月三十日までに死亡公

報が発行されたもので、本県関係約九、〇〇〇件があります。最近、遺族、戦友団体の戦跡巡拝なども行なわれ詳しい戦斗状況は別としても、よそその地点ぐらいはぜひ承知したいとのご遺族のご希望に接することも多くなったので、国・県・町・においても、今後おおむね五か年間にこれらのかたがたの死亡場所の細部を調査し、細部がわかりしらず順次ご遺族にお知らせし、ご遺族のお気持ちに多少なりとも添いたいと願うものであります。

ご遺族のうち、戦没者の死亡場所の細部が、早期に確認されたい希望のある方は、次の事項をお知らせ願えれば、住民課で調査票を作成し山口県援護課に提出し調査を進めることにして

アサリ貝養殖
ため稚貝を放流する一月二十日は穗新生漁業組合にて、湾を中心にアサリ稚貝、一五〇俵の放流が行なわれました。この放流は年々減少しているアサリ貝の増殖をはかるため実施されたもので今後この成果による増産が大いに期待されています。尚アサリ貝は漁業者以外の人が自由に採捕することは禁止されておりますが、昨年より漁業組合の協力により尻川湾と中道湾では区域期間を定めて観

【写真はあさり貝の放流】

